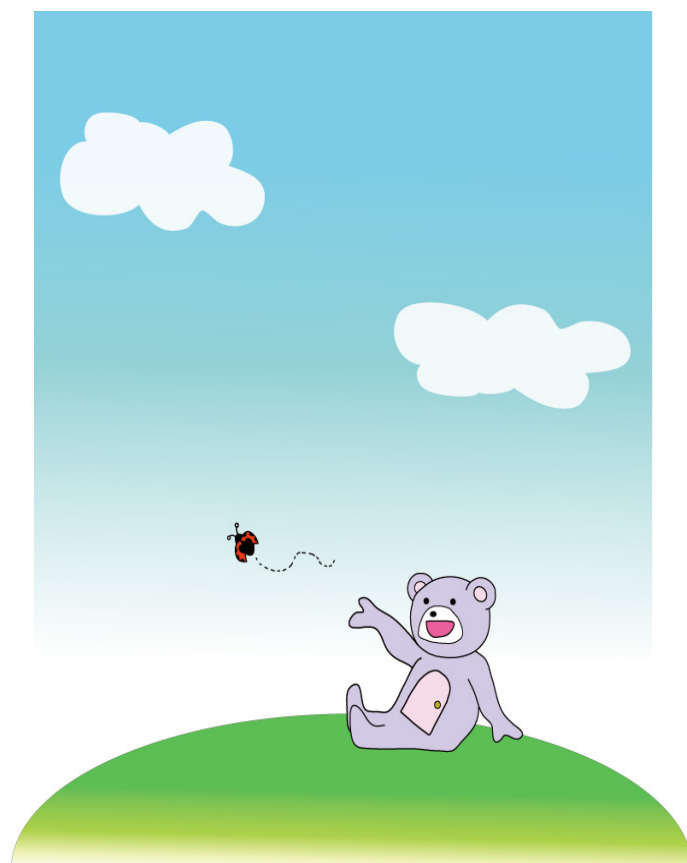


特定非営利活動法人

子どもセンター てんぼ

平成 20 年度 活動報告書



はじめに

私たち子どもセンターてんぼは、平成19年4月に、十代後半の子どもたちのためのシェルターを開設し、多くの子どもたちを受け入れながら、今3回目の夏を迎えようとしています。今回は、平成20年度、てんぼの2年目の活動の概容を皆様に御報告申し上げ、合わせて、てんぼを支えて下さっている多くの皆様に、心より感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

2年目のてんぼも、10名の子どもたちがここを利用し、それぞれ次のステップに移っていきました。この間、私たちは、精神科を始め、多くの医療機関を利用せざるを得ない子どもたちの苦悩に直面し、シェルターというこの場所で、どれだけの支援ができるのかと悩んだり、社会資源の乏しさゆえに安心できる次の居場所探しに困難を極めて憤ったりの連続でした。たくさんの関係機関との連携の必要性を痛感した一年でもありました。また、既に退所した子どもたちの支援のあり方も、具体的に考えさせられました。

てんぼでは、大変優秀なスタッフが子どもたちに寄り添って支援をしていますが、私たちの力はそれでも微力であり、皆様の御支援なくしては存続していくことはできません。引き続き、私たちの活動を御理解いただき、温かく支えて下さいますことを心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 子どもセンター てんぼ
理事長 影山 秀人

目 次

1. シェルター事業	4
シェルター利用状況	4
1) H20 年度の利用者状況	4
2) H20 年度の利用者退所後支援状況	9
3) H19 年度の退所者支援状況	10
2. 居場所のない子どもの電話相談事業	11
3. 研修	13
1) スタッフ研修	13
2) 子ども担当弁護士研修	13
4. 啓発活動	14
1) 公開シンポジウムの開催	14
2) ニュースレター「てんとうむし」の発行	14
3) ホームページの運営	14
4) キャラクター作成	14
5) 講師講演	14
5. 組織運営	15
1) H20 年度通常総会	15
2) 理事会	15
3) 運営委員会	15
4) 自立援助ホーム設立準備活動	16
6. 助成頂いた団体	17
※添付資料	18
その他の統計	19
H20 年度決算書	20
H20 年 5 月 24 日 公開シンポジウム チラシ	21
居場所のない子どもの電話相談事業	22
神奈川県への提案書	23

1. シェルター事業

シェルター利用状況

1) H20 年度の利用者状況

H20 年度は 17 歳から 20 歳（入所時）の女子 8 名の新規滞在者と前年度からの女子 2 名を含む合計 10 名の滞在利用があった（図 1）。

男子の滞在利用が H20 年度は 0 名であったが、これは、既に滞在中の女子が受けた被害に配慮して男子の利用申し込みを断ったからである。

（男子の入所申込依頼についての利用相談等の電話相談件数は 18 件あった。）

滞在利用者の年齢を見てみると、入所時 17 歳であった利用者が 5 名と半数を超えていた（図 2）。これには、半年以内に 18 歳の誕生日を迎える者が 4 人含まれていた。また、17 歳の 3 名、18 歳の 4 名の計 7 名は全日制の高校生であり、内 5 名がシェルター滞在中に通学しており、残る 2 名も退所後、復学していた。

現在では、各地の児童相談所の一時保護所から通学する学生もいると聞く。てんぼのシェルター滞在者も、学校や児童相談所、自治体職員との連携をとり、安全が確保されてから通学するのであるが、転校したり、遠隔地の高校に通学したりするのは容易ではなかったと感じる。中には、早朝に起床して弁当を作って出かける学生もおり、ボランティアの方々の協力もあったが皆がんばったと感じる。

退所先については、いつも頭を悩ませているが、無断退所した者を除いては、関係機関などとの協力・連携で次の住まいを確保することができた。特にアパートに転居した 3 人については、未成年で保証人のない利用者に便宜を図ってくださった、大家や不動産業者の協力なくしては実現しなかった。また、帰宅した 1 名については、別の施設に滞在中、自立した家族の元に帰ったものである。

滞在日数については、図 6 をご覧いただきたい。無断退所 1 名を含む 3 名が 2 週間未満で退所しているが、前年度から継続滞在していた 1 名については、合計滞在期間が 8 か月を超えた。全体として設立当初考えていた、概ね 2 か月程度という期間で退所するのは困難であることを実感している。若者に対する社会資源の乏しさと、日本特有の住居の賃貸契約に保証人が必要なこと等も、利用者の滞在期間を長引かせる大きな要因となっている。

また、数字のみでみると 1 日の平均滞在者数が H20 年度は 2 人を下回った。しかし、精神疾患を患いながら滞在する利用者が半数以上を占め、2 週間に 1 度の通院などが定期的に継続する上に、それぞれが他の診療科を受診することなどが続き、支援をする職員にとっては決して安易な日々ではなかった。

入所中のそれぞれへの支援の内訳は図 8 を参照していただきたい。

また、表 1 は H19 年度から 2 年間に利用者がどの医療科目に受診したか、表 2 は H20 年度中の利用者がどの科目をどれほど受診したかを表す。ちなみに、H20 年度は滞在中に受診しなかった利用者は 0 名であった。

図1 滞在利用児 男女別

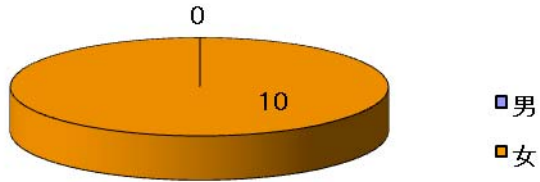


図2 滞在利用児 年齢

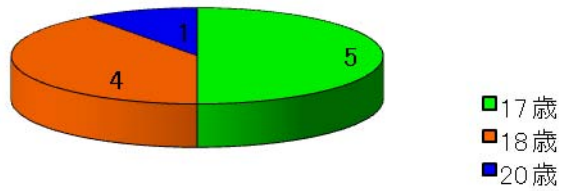


図3 滞在利用児 入所経路

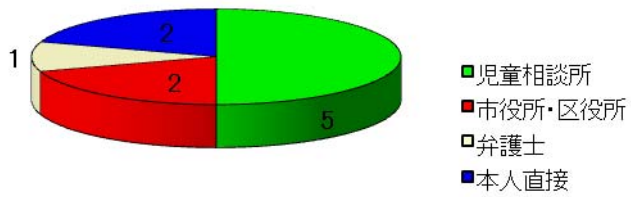


図4 滞在利用児 入所前住所

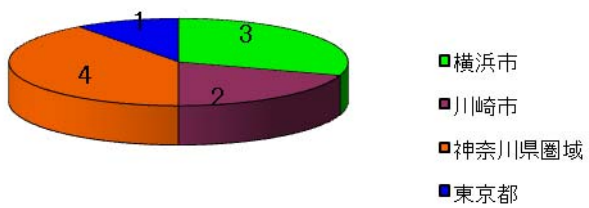


図5 滞在利用児 退所先

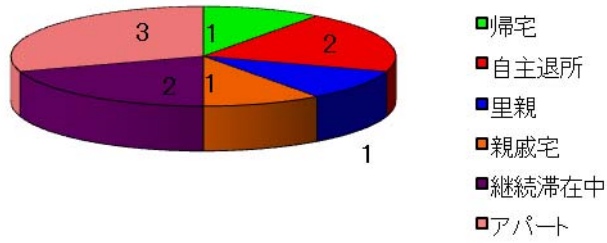


図6 滞在利用児 滞在日数(H20.4.1~H20.9.30)
(1ヶ月は30日)

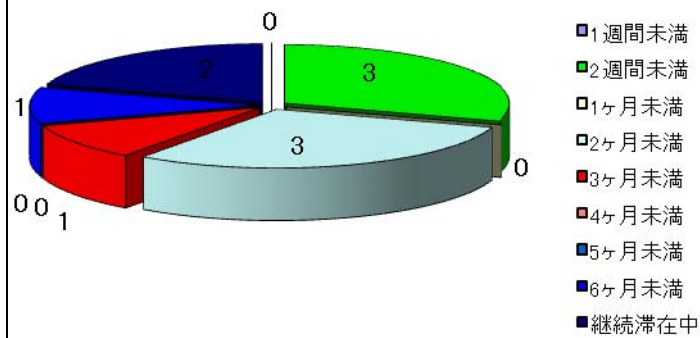


図7 医療機関 受診科

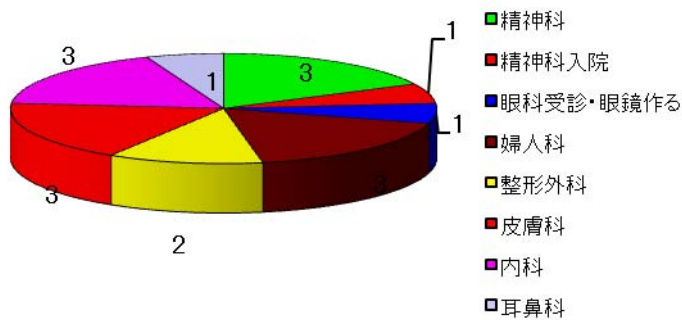


表1 利用者の医療機関利用状況（2007年度～2008年度）

受診科	人数
眼科	5
整形外科	2
精神科	7
歯科	1
耳鼻科	1
内科	7
皮膚科	4
婦人科	4
救急車	1
夜間急患診療	4
休日急患診療	1
医療なし	4

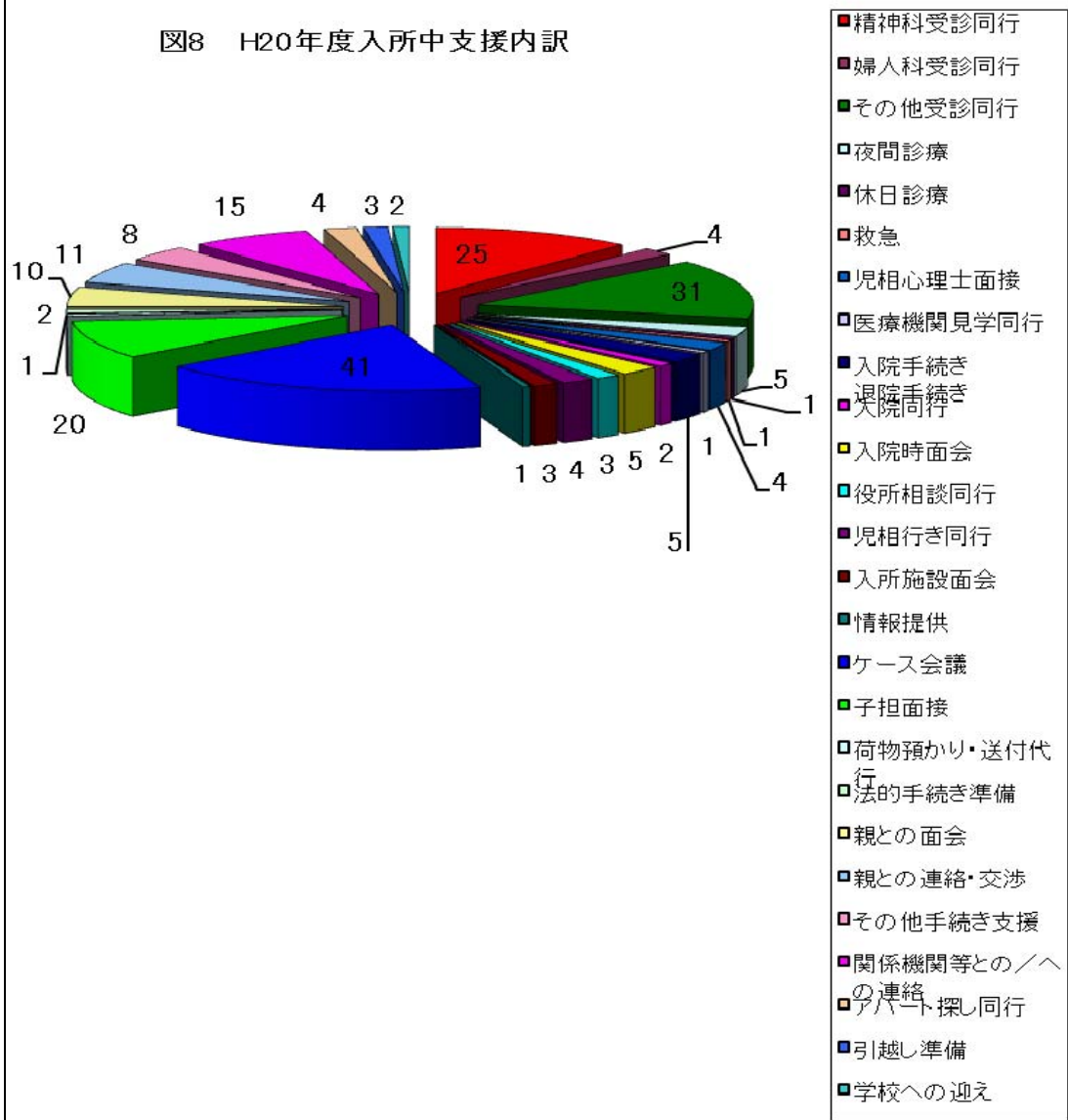


表2 利用者の通院状況（2008年度）

受診科	延べ人数
眼科	2
整形外科	1
精神科	25
歯科	2
耳鼻科	1
内科	17
皮膚科	7
婦人科	4
救急車	1
夜間急患診療	5
休日診療	1
合計	66



図8 H20年度入所中支援内訳

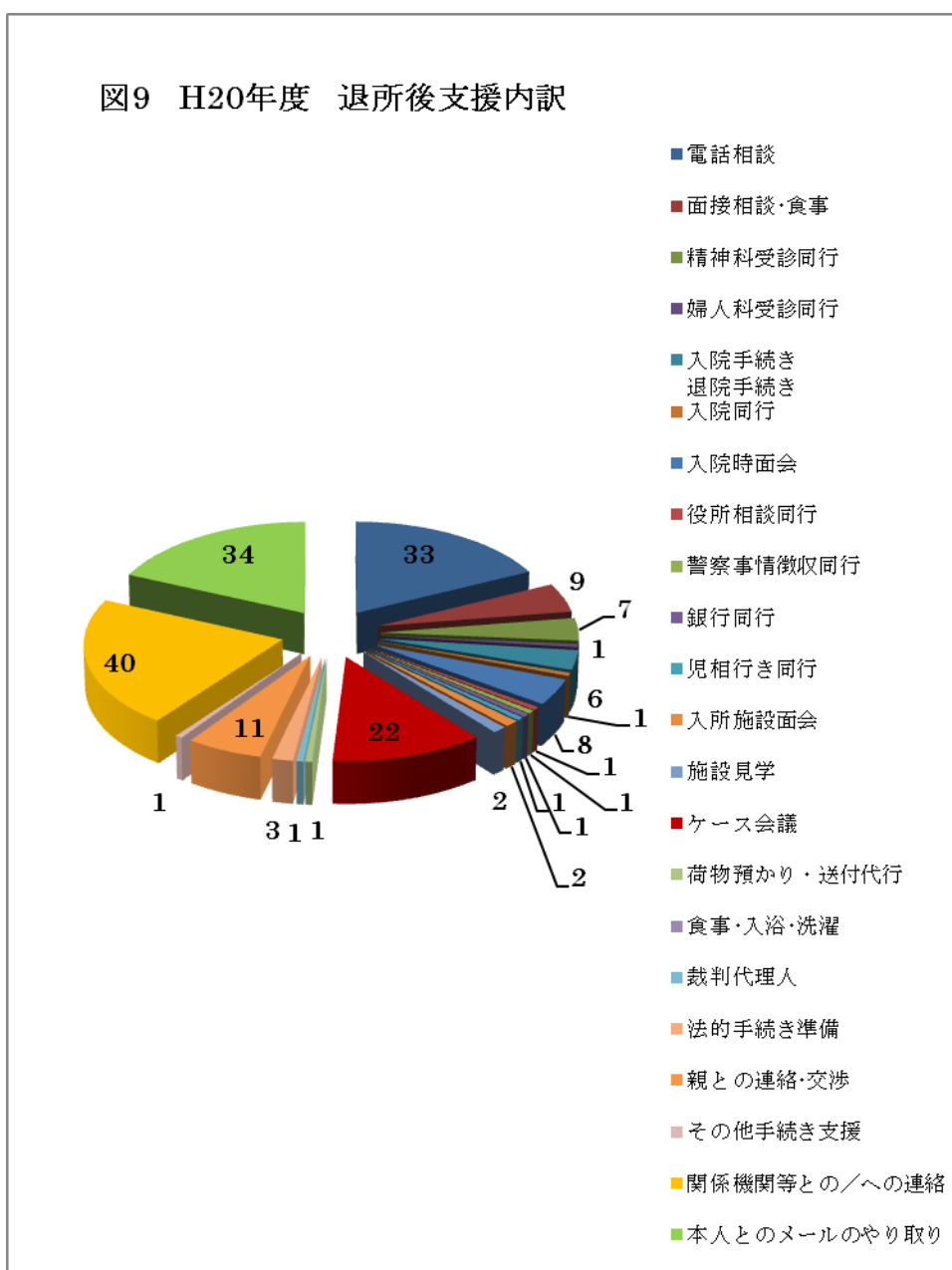


2) H20 年度の利用者退所後支援状況

利用者が退所してからも、引き続き関連機関等とケース会議の開催や通院同行支援を行ってきた。また、退所後に入院の手続き支援や入院中の面会なども行った。

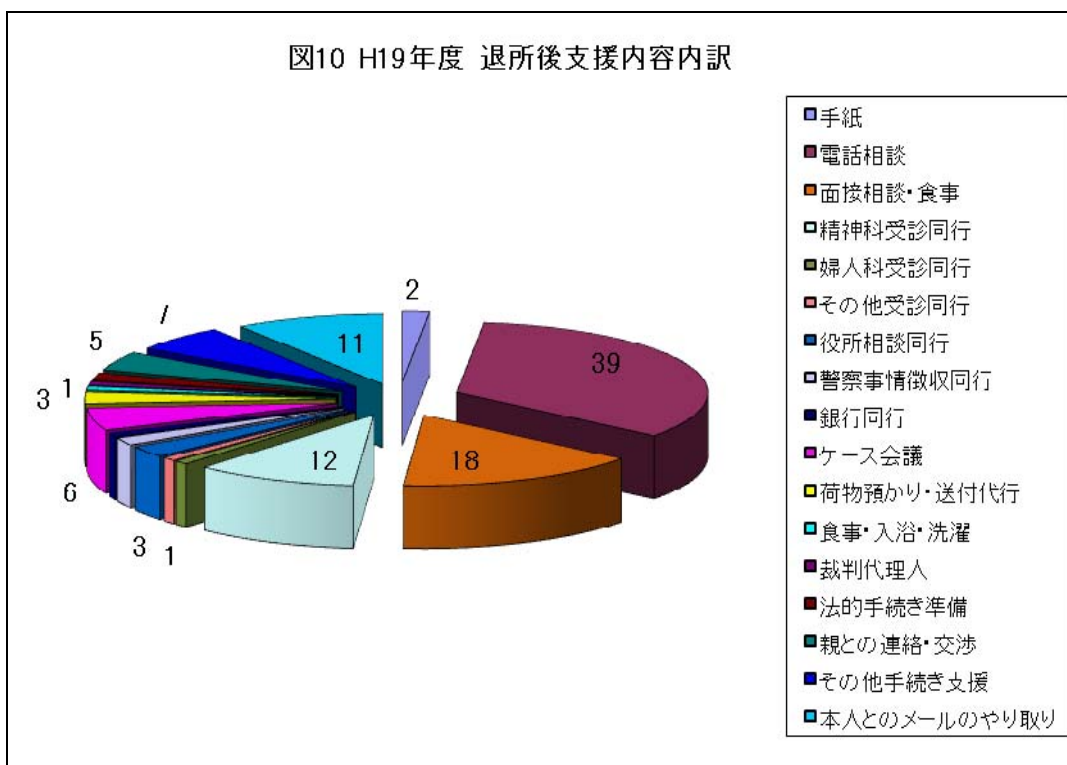
退所後の支援については、シェルター職員だけでは時間的にも人員的にも難しい状況であるので、担当弁護士らも引き続き支援をしている。滞在中の支援と同様、彼女や彼らの協力がなければ、特にこの退所後の支援については提供することができないとも言える。

退所者からの電話やメールでの相談は、担当弁護士とシェルター職員の双方にあったが、図9では、シェルターの職員が把握できる範囲の数字をあげた。



3) H19年度の退所者支援状況

開設1年目に入所した元利用者についても、継続支援を提供している。支援の内容は図10をご覧いただきたいが、こちらも退所後の入院の面会などは、担当弁護士がほとんど行っている。また、メールや電話での相談や、食事をしながらの相談については、退所先や新しい職場での人間関係に関するものが多かった。



2. 居場所のない子どもの電話相談事業

H20年度から新しい事業として電話相談事業を立ち上げた。この事業は、既存の電話相談とは少し異なり、虐待や非行などの理由により、安全で安心できる住まいのない子どもについて、迅速、且つ、適切な援助を受けられるようにアドバイスし、その子どもに適した居場所（生活空間）の利用、又は法的援助に繋げることを目的としている。

H20年4月から9月までは担当職員の研修期間とし、外部の講座（虐待相談かながわの電話相談員養成講座）受講やよこはまチャイルドラインの見学、そして、県の協働事業のパートナーである、女性相談所や子ども家庭課の協力を得て、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所での研修を行った。また、H20年10月からは毎週、月、水、金の13時～17時までを電話相談日として相談を受けた。ただ、初年度であったので、子ども一般に対する広報はまだおこなわず、関係機関（児童相談所、市役所、区役所など）にチラシを配布して案内をしてもらうこととした。

H20年10月からH21年3月までの件数は36件であった。

電話相談の特徴としては、女子に関する相談が男子より多いこと、17歳と18歳の相談が全体の半数を占めることである。本人からの直接相談は1件であったのは、子どもたちに直接の広報をしていなかった結果であろうが、市役所などからの問い合わせが多かったのは、チラシの配布による効果であったと考える。

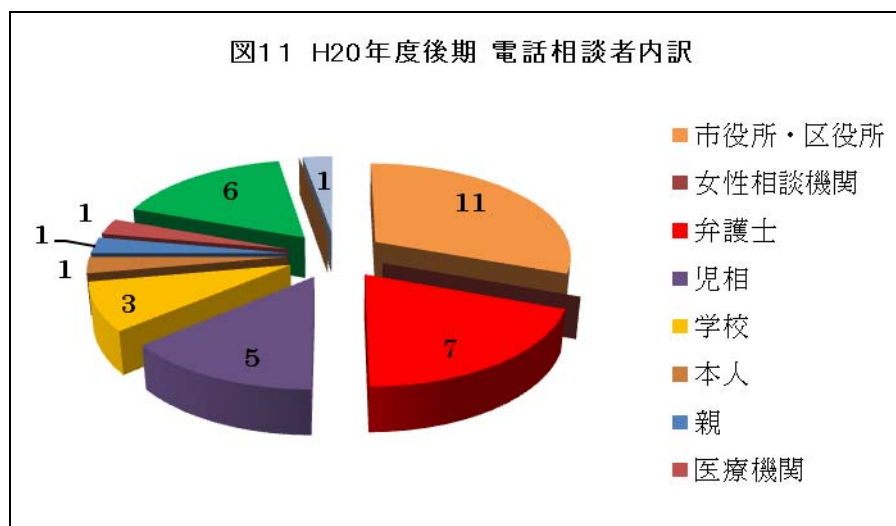


図 1 2 H20年度後期 電話相談内容内訳

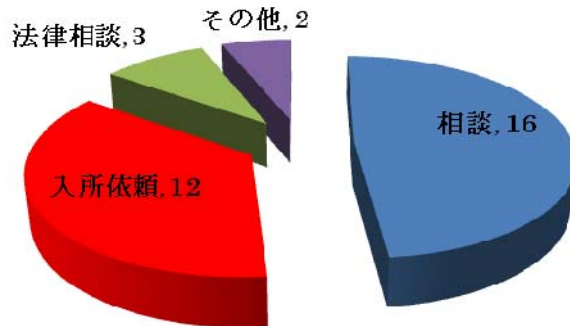


図 1 3 電話相談対象者内訳

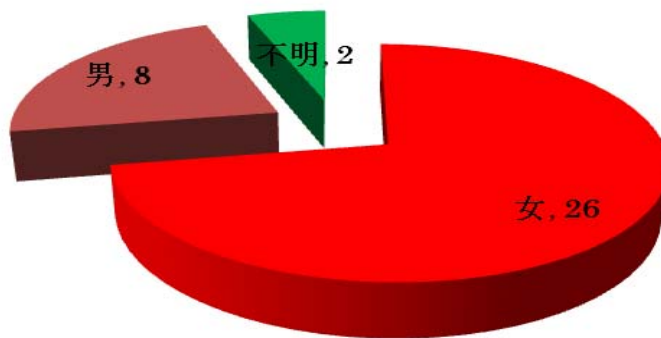
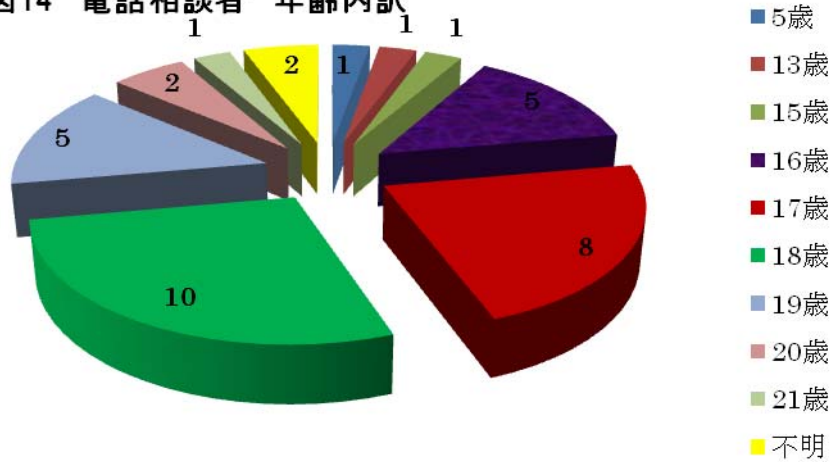


図14 電話相談者 年齢内訳



3. 研修

1) スタッフ/ボランティア研修

① シェルターボランティアに対する研修は、講義と実習各一回を随時行っている。

② 職員スーパービジョン

H20年度8月よりほぼ毎月1回、常勤・非常勤職員は加藤利明氏にスーパービジョンを受けた。

H20年8月4日、9月8日、10月13日、11月17日、12月15日、H21年1月26日、3月2日

③ 職員、ボランティアスタッフのスキルアップ研修

第1回 H20年8月30日(土) かながわ県民活動サポートセンター会議室

テーマ「私はどのように役に立っていますか」

講師：加藤利明氏

参加人数：17名

第2回 H20年11月22日(土) 横浜市保土ヶ谷区福祉保健活動拠点 かるがも

テーマ「私の目の前にいるあなたへ」

講師：加藤利明氏

参加人数：15名

2) 子ども担当弁護士研修

子ども担当弁護士の養成およびスキルアップ研修

H20年9月9日、9月29日、3月31日

* スタッフ、子ども担当弁護士意見交換会

H20年9月9日、9月29日

* ③の職員、ボランティアのスキルアップ研修については講演録があるが、参加者の個人的な情報が含まれるので全部の掲載は控えたいが、加藤氏の話を少し引用したい。

前略

「だいぶ古い人を挙げるようですが、メアリー・リッチモンドというケースワークの最初を作った人がいます。そのリッチモンドが “What is social case work?” という本のなかで、「隣人と専門家の違いは一体何だ」っていう話をしているんですね。隣人にとって大事なのは、この愛情と親切である。じゃあ、専門家にとって大事なのは？「この愛情と親切プラス、人間の心理に関する知識と社会資源についての知識だ」とリッチモンドは言っているわけです。 後略

4. 啓発活動

1) 公開シンポジウムの開催

シンポジウム実行委員会が企画、準備を進めた。当日は400名を超える参加者があった。

日 時： 平成20年5月24日（土） 14:00～

場 所： 横浜市教育文化ホール

タイトル： 「耳をすまそうこころの声に」

第1部 てんぼ活動報告と当事者に聞く

第2部 講演「虐待の心理的影響の理解とそのケア」

講師：西澤 哲氏（山梨県立大学教授）

2) ニュースレター「てんとうむし」発行

年2回（3号：5/9発行、4号：12/1）発行

各、A4サイズ4頁。発行部数：1500部

配布先：正会員、賛助会員、寄付者、関係機関など

3) ホームページの運営

法人の活動内容を広報するためのインターネット・ホームページを常設する。

アクセス数 H21年3月末時点で前年からの累計件数 約6,000件

4) キャラクター作成

NPO法人としてのキャラクターを作成するため、作成チームを中心として、キャラクターのコンセプト選定、デザイナーへの依頼、グッズの作成、H21年度 開所2周年集会での発表に向けての準備等を行った。

会議：H20年8月18日、9月18日、10月22日、H21年2月12日

かながわ県民サポートセンター

5) 講演講師

H20年	6月20日	女性相談員研修「子どもシェルターの支援と利用について」
	7月24日	カリヨン、パオ、てんぼ合同ミニシンポジウム
	8月26日	カリヨン、パオ、てんぼ合同検討会
	8月28日	神奈川県教育委員会研修会
	10月7日	横浜中区ロータリークラブ主催チャリティダンスパーティー
	11月13日	相模原家庭裁判所
	12月13、14日	JaSPCAN 分科会参加
H21年	1月27日	愛甲教育委員会

「平成20年度 第4回市町村人権教育指導者養成セミナー子どもの人権
～児童虐待と大人の関わり～」

3月14日、15日 市民活動フェア 2009年参加

3月17日 麻生市民館 「平和・人権学習」
「現代の貧困と格差 III～子どもの貧困」

3月31日 パオスタッフ研修

5. 組織運営

1) 平成20年度通常総会

H20年5月24日（土） 13:30～

横浜市教育文化ホール

2) 理事会 年4回開催

H20年4月23日、7月22日、10月21日、2009年1月30日

かながわ県民サポートセンター

3) 運営委員会 毎月開催

H20年4月10日、5月12日、6月10日、7月10日、8月11日、9月10日、10月10日、
11月10日、12月10日、H21年1月13日、2月10日、3月10日

かながわ県民サポートセンター他

4) 自立援助ホーム設立準備活動

H22年度中の自立援助ホーム設立を目指して、基本計画の話し合い、勉強会、自立援助ホーム見学、物件（候補地）の検討、自立援助ホーム設立基金の制定と寄付の呼びかけ等を行った。

*準備会会議

4月22日、5月19日、6月16日、7月11日、7月15日、9月29日、10月24日、11月
22日、12月27日、12月19日、H21年2月23日、2月26日

*外部講師を招いての勉強会

えんどうホーム 遠藤さんのお話 H20年11月22日

夕やけ荘 川上さんのお話 H20年12月19日

かながわ県民サポートセンター他

「みずきの家」の開所に向けて

平成 20 年 4 月 22 日、第一回目の自立援助ホーム設立準備会を開き、その後、月一回の準備会で課題の検討や広報活動を展開してきました。一年以上を経過した今では、自立援助ホームの設立場所やホーム建築の目途が立ち、平成 22 年度に神奈川県西部、明神ガ岳の東に位置する南足柄市生駒の地に開設が予定されています。



義務教育を終了した児童～20 歳未満の女子を対象に、社会的自立を支援するのがわたしたちの役割ですが、様々な課題を抱えた利用者の自立は決して容易ではありません。わたしたちの支援だけでは足りないでしょう。多くの方に力を貸していただき、利用者の多様な生き方を支援したいと考えています。

名称の「みずき」は、五月初旬、白い小さな花が皿状にまとまって咲く落葉高木で、我が国の山地に自生しています。その特徴は、枝を扇状に広げて横へ横へと伸びることです。「みずき」のように両の手を横に広げて、多くの人から支えられて生きて欲しいという祈りを込めて命名しました。

わたしたちの活動にご理解とご協力をお願いします。

加藤さい



6. H20 年度助成・ご寄附頂いた団体

助成金・寄付

- ・神奈川県 かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金
- ・SBI 子ども希望財団
- ・横浜市社会福祉協議会 よこはまふれあい助成金
- ・株式会社 ラッシュジャパン
- ・神奈川県生命保険協会 歳末助け合い募金
- ・消費者金融懇話会被害者弁護団

物品寄贈・寄付

- ・特定非営利活動法人 イーパーツ (eparts)
- ・日本アムウェイ合同会社 社会貢献グループ One by One こども基金
- ・かながわ職員ボランティアクラブ 有志の皆様

添付資料

その他の統計

H20 年度決算書

H20 年 5 月 24 日 公開シンポジウム チラシ

居場所のない子どもの電話相談事業 チラシ

神奈川県への提案書

その他の統計

開設時よりのてんぼの食事についての統計をとってみるとこのようになった。

てんぼの献立主菜ランキング

	昼食		夕食		番外編（昼夕合計）	
	料理名	回数	料理名	回数	国	回数
1位	パスタ	48	鳥から揚げ	30	韓国料理(1)	48
2位	うどん	39	ハンバーグ	26	タイ料理(2)	16
3位	チャーハン	38	さしみ/肉じゃが	23	ベトナム料理(3)	8

2007年度～2008年度の2年間を集計

(1)チヂミ、チャプチェ、ナムルなど

(2)パッタイ、クウィッティアウ、ソムタム、など

(3)フォー、生春巻きなど

※こちらの表は主菜しか表記されていないが、毎食時、サラダや野菜スープなど、バランスを考えて提供してきた。

パッタイ



アドボ



特定非営利活動法人 子どもセンター てんぼ

H20 年度活動報告書

発行日 H21 年 7 月 31 日



特定非営利活動法人 子どもセンター てんぼ

〒222-0033

横浜市港北区新横浜 2-4-6 マスニ第一ビル 8 階 新横浜法律事務所 内

TEL: 045-473-1959

FAX: 045-477-5822

Email: tempo@shinyokohama-law.com

<http://www3.plala.or.jp/tempo>

無断転載を禁じます